

大町市耐震改修促進計画改定の概要

○ 計画の目的等

【目的】

市内の既存建築物の耐震性を確保するため、耐震診断と耐震改修を促進することにより、既存建築物の耐震性能の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることを目的として策定します。

【位置づけ】

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項に基づき策定され、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期、令和7年度まで延長）の改定及び平成20年度から平成32年度（令和2年度）まで13年間とした市計画の期間満了にともない、令和7年度まで計画を延長し18年間とする改定を行いました。

また、本市における他の計画（大町市地域防災計画等）との整合を図りながら、建築物の耐震化を推進するために必要な事項に関し、より具体的に進めることとします。

【計画期間】

平成20年度から令和7年度までの18年間（5年間の延長）

【令和3年3月改定の概要】

- ・ 計画期間を令和7年度まで延長する。
- ・ 耐震診断、耐震改修補助制度の補助額について、一部改定（税制改正（消費税の増税）に伴う増額）を行う。

○ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する現状と目標

国の基本方針及び長野県耐震改修促進計画の耐震化率の目標並びに本市において想定される地震の規模、被害の状況及び耐震化の現状を踏まえ、①住宅、②多数の者が利用する一定規模以上の建築物、③その他の避難施設（※1）、④災害拠点施設等（※3）及び⑤市営住宅等について、令和7年度における耐震化率（※4）の目標を以下のとおりとします。

	■現状(令和2年※)		■目標(令和7年)
①住宅	総数：9,900戸 耐震化率：75.9% (※平成30年住宅・土地統計調査結果からの推計であるため、平成30年時の数値)	⇒	総数：9,710戸 耐震化率：90% 400戸の耐震化が必要 (⑤市営住宅等は100%)
②多数の者が利用する一定規模以上の建築物	総数：94棟 耐震化率：92.6%	⇒	総数：105棟 耐震化率：95% 3棟の耐震化が必要
③その他の避難施設	総数：97棟 耐震化率：73.2%	⇒	総数：97棟 耐震化率：90% 12棟の耐震化が必要
④災害拠点施設	総数：119棟 耐震化率：96.6%	⇒	総数：119棟 耐震化率：100% 4棟の耐震化が必要

（※1）②多数の者が利用する一定規模以上の建築物：特定の用途かつ一定規模以上の建築物で、耐震改修促進法第14条に規定する建築物です（例：階数3以上かつ1,000㎡以上のホテル・共同住宅など）。

（※2）③その他の避難施設：大町市地域防災計画上の避難場所のうち、②及び④に該当しない建築物です（地縁団体が所有する集会所など）。

（※3）④災害拠点施設等：災害時に拠点となる市有施設及び市有の多数の者が利用する施設です。

（※4）耐震化率：対象住宅（建築物）の総数に対する耐震性を満たす戸数（棟数）の割合

○ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

【耐震化の推進に向けた役割分担】

住宅や建築物の耐震化を進めるためには、所有者が、建築物の耐震化や防災対策を自らの問題又は地域の問題としてとらえ、自助努力により取り組むことが不可欠です。

市は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域の実状に応じて、住宅や建築物の所有者にとって耐震診断や耐震改修を行いやすい環境を整え、負担軽減のための支援策の構築など必要な施策を県や関係団体等と連携しながら実施するものとします。

住宅の耐震化を促進する取組を規定した大町市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを別途策定し、毎年度耐震改修等に係る支援目標を設定するとともに、実施・達成状況を把握・検証・公表し対策を進めます。

【住宅・建築物の耐震化推進に関する支援事業】

■ 住宅、避難施設、特定既存耐震不適合建築物の耐震診断等に対し補助を行います。

住宅の耐震診断及び耐震設計に関する支援

区 分	耐震診断			耐震設計
	昭和 56 年以前に建築された住宅			
対象建築物	木造戸建住宅 (在来工法)	その他の住宅 (在来工法以外)	共同住宅 (長屋含む)	住宅
助成内容	市が耐震診断士の派遣に要する経費を負担	耐震診断に要する経費に助成	耐震診断に要する経費に助成	耐震設計に要する経費に助成
対象経費	6.5 万円/戸	13.6 万円/戸	3,670 円/㎡※	30 万円/戸
補助率等	—	9.0 万円/戸 対象経費の 2/3 以内	対象経費の 2/3 以内※	20 万円/戸 対象経費の 2/3 以内
財源割合	国：1/2、県：1/4、 市：1/4	国：1/3、県：1/6、 市：1/6、所有者：1/3	国：1/3、県：1/6 市：1/6、所有者：1/3	国：1/3、県：1/6、 市：1/6、所有者：1/3

※共同住宅(長屋含む)の耐震診断は、対象となる建築物の面積によって補助金額が変わります。

住宅の耐震改修に関する支援

区 分	耐震改修補助制度		
対象建築物	昭和 56 年以前に建築された戸建住宅		
助成内容	耐震改修(補強)工事及び現地建替に要する経費に助成 補助限度額：対象工事費の 8 割かつ 100 万円以内		
対象経費	100 万円の場合	150 万円の場合	200 万円の場合
補助金額	80 万円	100 万円	100 万円
財源割合	国：40% 県：20% 市：20% 所有者：20%	国：33.3% 県：16.7% 市：16.7% 所有者：33.3%	国：25.0% 県：12.5% 市：12.5% 所有者：50.0%

※住宅の耐震改修は、対象事業費によって補助金額及び財源割合が変わります。

多数の者が利用する一定規模以上の建築物に関する支援

区 分	耐震診断
対象建築物	昭和 56 年以前に建築された多数の者が利用する一定規模以上の建築物
助成内容	耐震診断に要する経費(設計図書の復元、第三者機関の判定等に要する経費を含む。)に助成
対象経費	1,050~3,670 円/㎡※ (設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は 1,570 千円を加算)
補助金額	700~2,440 円/㎡※ 対象経費の 2/3 以内 (設計図書の復元、第三者機関の判定等を行う場合は 1,046 千円を加算)
財源割合	国：1/3、県：1/6、市：1/6、所有者：1/3

※対象となる建築物の面積によって補助金額が変わります。

その他の避難施設に関する支援

区 分	耐震診断	耐震改修
対象建築物	昭和 56 年以前に建築された避難施設	
助成内容	市が耐震診断士の派遣に要する経費を負担	耐震補強に要する経費に助成
対象経費	1 千円/㎡	5.12 万円/㎡又は 1,200 万円のうちいずれか低い額
補助金額	—	3.41 万円/㎡又は 800 万円のうちいずれか低い額 対象経費の 2/3 以内
財源割合	国：1/3、県：1/3、市：1/3	国：1/3、県：1/6 市：1/6、所有者：1/3